

資料1

自動走行に係る官民協議会について

1. 趣旨

自動走行の社会実装に向け、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、具体的なビジネスモデルを念頭に置いた実証を円滑・迅速に実施できるよう必要な制度・インフラの整備を時期を明確にして進める。その際、実証の成果・データを関係者で共有し、官民が積極的に対話・協力する連携体制の下で、民間ニーズを踏まえた実証プロジェクトの工程管理、実証の成果・データの共有、必要な制度整備等を実効的に推進する。

このため、これらを実行する官民の連携体制として、官民の専門家・関係者からなる「自動走行に係る官民協議会」（以下、「協議会」という。）を開催する。

協議会での検討の成果は、未来投資会議・構造改革徹底推進会合に適宜報告し、来年度の成長戦略に盛り込むとともに、IT 戦略本部で決定する政府全体の制度整備の方針（大綱）や「官民 ITS 構想・ロードマップ」策定に適切に反映する。

2. 構成員及び運営

議長及び協議会の構成員は、自動走行に係る官民協議会を構成する府省庁、関係業界等で構成するものとし、別紙 1 のとおりとする。

必要に応じ、別紙 1 以外の者の出席を求めることができることとともに、議長が必要があると認める時は、協議会の構成員として追加できるものとする。

また、運営要領は、別紙 2 のとおりとする。

3. 当面のスケジュール

様々な走行環境における実証の成果・データを共有しつつ、官民が積極的に対話・協力する官民連携の仕組みの下、民間ニーズを踏まえた実証プロジェクトの工程管理、実証の成果・データの共有、必要な制度整備等を進める。平成 29 年中に、走行環境の複雑性の指標化や共通して収集すべき実証データの明確化など情報共有・収集体制を構築する。協議会は 2 か月に 1 回程度開催することとする。

【構成員】

協議会の議長は、内閣官房内閣審議官（日本経済再生総合事務局次長）とする。構成員は、次のとおりとする。

内閣官房内閣審議官（日本経済再生総合事務局次長）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室審議官

内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）

内閣府地方創生推進室次長

警察庁交通局長

総務省総合通信基盤局長

経済産業省製造産業局長

国土交通省道路局長

国土交通省自動車局長

協議会の議題に関し優れた見識を有する者

「自動走行に係る官民協議会」 運営要領

「自動走行に係る官民協議会」（以下「協議会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 協議会は非公開とし、協議会終了後、議事要旨及び協議会で配布された資料を速やかに公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、議事要旨又は配布資料の全部又は一部を公表しないものとするができる。
2. 協議会の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
3. 上記のほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。